

○国土交通省告示第九百六号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市

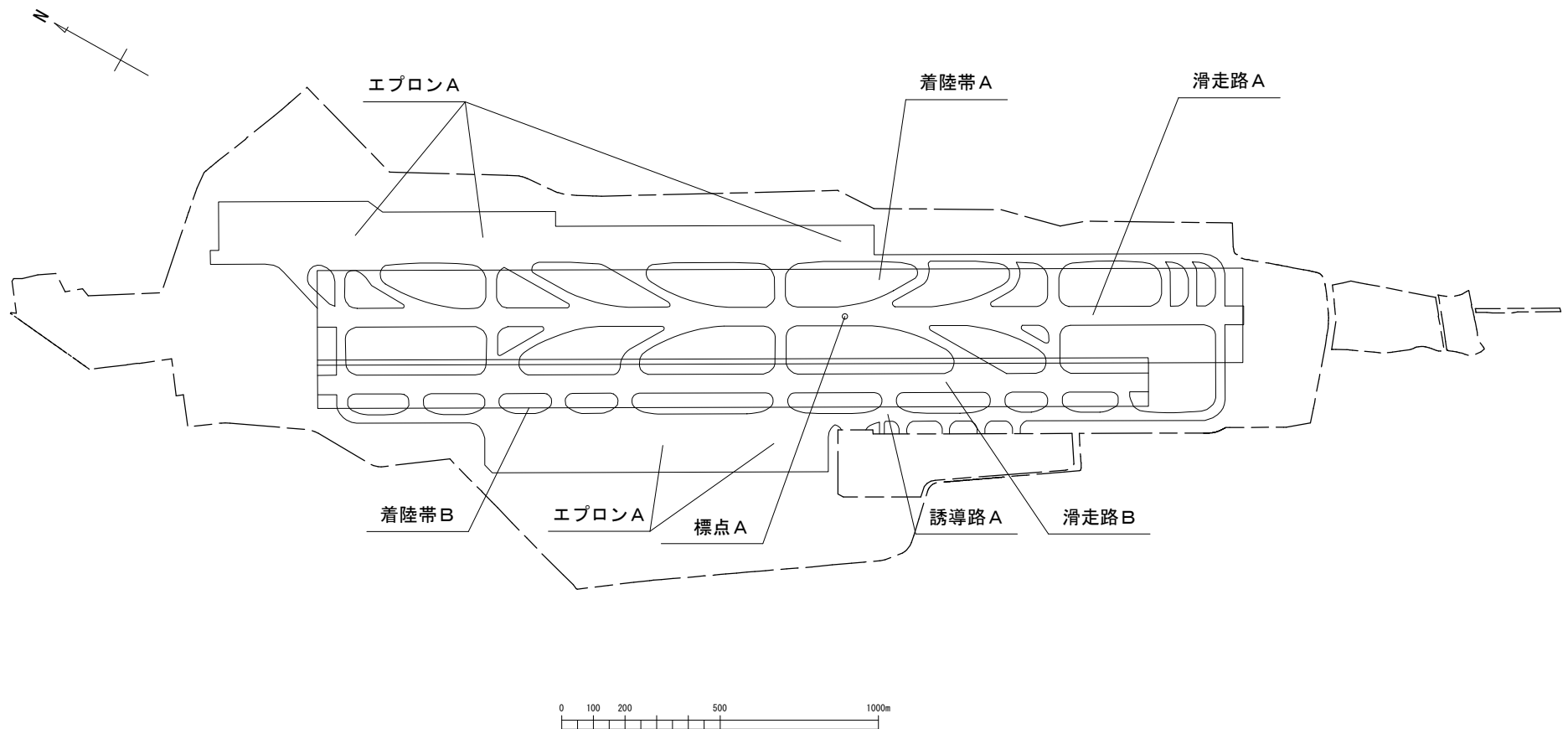
三 変更した事項（変更前の事項については、平成三十年国土交通省告示第七百八十九号及び令和二年国土交通省告示第七十八号を参照。）

イ 空港の範囲 第一図及び第二図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 三百五十四万二千百九十八平方メートル

（注） 空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。

第一図 福岡空港（奈多地区を除く）



第二図 福岡空港(奈多地区)

